

【諮問議案第1号】

旭川圏都市計画学校の変更について



旭川圏都市計画学校の変更について

経緯の概要

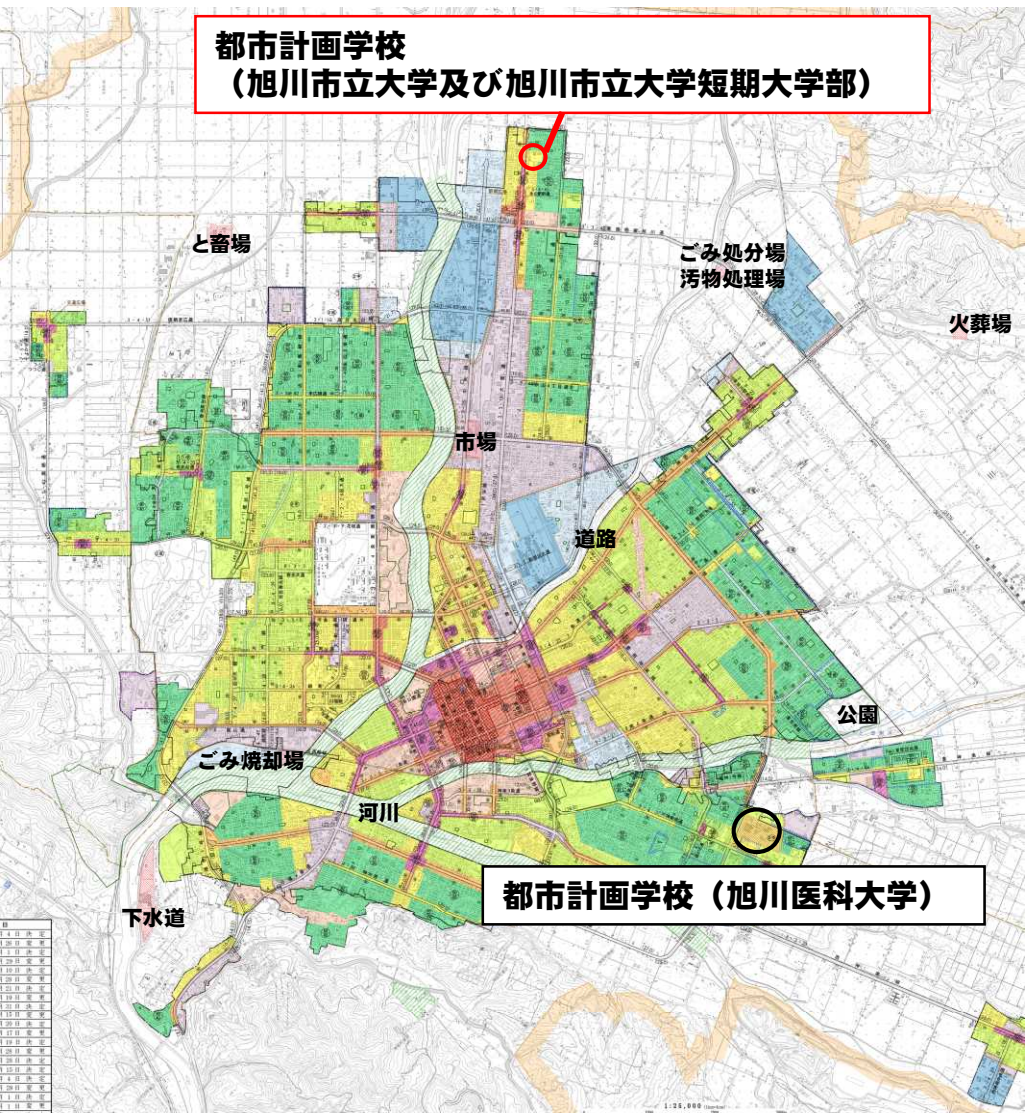
事 項	時 期	備 考
旭川市都市計画審議会	令和6年6月5日	報告
北海道事前協議(回答)	令和6年6月18日	意見なし
案の縦覧	令和6年7月17日～ 7月31日	意見0件
旭川市都市計画審議会	令和6年8月6日	本審議

審議のポイント

都市計画変更の内容が、都市計画マスタープラン・立地適正化計画等が
目指している都市の目標に沿ったものであるか。

旭川圏都市計画学校の変更について

【旭川圏内の都市施設（学校）】



都市計画学校の変更

都市計画決定（変更）前		(昭和48年7月)	
都市施設名	位 置	面 積	備 考
旭川医科大学	旭川市神楽町神楽岡	23.2ha	

都市計画決定（変更）後			
都市施設名	位 置	面 積	備 考
旭川医科大学	緑が丘東2条1丁目	約23.2ha	住所表記変更
旭川市立大学及び 旭川市立大学短期大学部	永山3条23丁目及び 永山4条23丁目	約4.3ha	新規追加

変更内容（案）

- ①令和5年に公立大学として開学した、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を都市計画学校として追加決定する。
- ②上記変更に合わせて、旭川医科大学の住所表記を見直す。

都市計画学校とは

【都市計画学校】

- ①学校を将来の都市における必要な施設として、配置・規模が明確に示され、原則として、学校関連施設以外の建築が認められない。
- ②長期的視点から、都市計画事業による計画的な整備を進めていくことが可能となる。

【都市計画決定上での考え方等】

- ①都市生活にとって必要不可欠なサービスである、教育文化、医療、社会福祉の各施設の計画的配置及びその整備は極めて重要であり、必要に応じてこれら都市施設を都市計画に定めることが望ましい。
- ②都市全体あるいは地域にとって必要性又は公益性が高い施設については、積極的に都市計画決定することが考えられる。

旭川圏都市計画学校の変更について

旭川大学公立大学化の理由

3 旭川大学をベースとした公立大学設置の意義

○ 現状や課題

① 若者の市外への流出

- ・市内高等学校の卒業生の約7割が市外の高等教育機関を進学先として選択（令和元年度は約74%の1,467人）しており、若年層が市外に流出する傾向が続いています。

② 福祉・看護分野などにおける人材不足

- ・現旭川大学で養成している職種における令和2年8月のパートを除く有効求人倍率は、看護師等が1.73倍、医療技術者・栄養士等が1.96倍、保育士・福祉相談員等が2.33倍となっているほか、地域における人材供給が不足している状況です。

③ 顕在化している地域課題

- ・少子高齢化や地域経済の活性化など、時代の変化に伴う様々な地域課題が顕在化しています。

④ 現旭川大学における定員未充足

- ・現旭川大学・同短期大学部における令和2年度定員充足率は、約86%(収容定員1,164人、現員997人)であり、定員未充足の状況は、現旭川大学の経営にも影響を及ぼしています。

○ 公立大学設置の意義

① ◎ 地域の若者をはじめ全国からも若者が多く集まることで、地域の賑わい向上や活性化につながります。

- ・公立化により志願倍率が上昇し、学生を安定的に確保することにつながります。
- ・学生がより低廉な学費で学ぶことができ、これまで経済的な理由で進学を断念していた学生に進学機会を提供することにつながります。
- ・地域枠の設定により、一定の地域の学生を受け入れることができます。

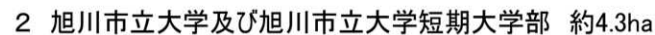
② ◎ 地域で活躍する人材を育成し、地域への定着を図っていくことで、持続的なまちづくりにつながります。

- ・公立化後も地域が必要としている人材や、新学部を設置することなどにより地域を牽引することができる人材の育成につながります。
- ・在学中の学びを通じて地域を深く知るとともに、産学官が一体となって取組を進めることにより卒業生の地元定着につながります。

③ ◎ まちの競争力や魅力が高まります。

- ・地域の課題に取り組む教育・研究機関としての役割を果たすことができます。
- ・公立大学設置に係る地方交付税を原資とした市からの運営交付金により、安定した大学運営につながります。

都市計画決定区域



講堂除却済
新学部設置予定

都市計画の方針

方針①旭川圏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）

「Ⅲ2(3)その他の都市施設」

・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適正な維持管理を継続するとともに、適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

方針②旭川市都市計画マスタープラン

「第3節1-1計画的な土地利用の誘導」

基本方針

地域核拠点や生活利便拠点の適切な配置やこれと連携した公共交通体系の機能充実に取り組み、医療・福祉・商業・教育などの都市機能や居住の集積を誘導し、各地域住民の生活圏における利便性を確保します。

施策の方向

- ・市民文化系施設や学校など公共施設の適正配置
- ・都市機能や居住機能の立地適正化の推進

都市計画の方針

方針③旭川市立地適正化計画

「4－2[2]居住に関する方針」

地域核拠点においては、既に備わっている都市機能（基幹的な病院や高校・大学）や公共交通等を今後も効率的かつ持続的に活用していくため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、一定の人口を確保することにより、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を目指します。

「4－2[3]都市機能等の配置の方針」

都市機能誘導区域における誘導施設の設定に加え、地域の実情や施設の持つ役割を踏まえ、日常生活等に必要な都市機能の維持を図っていくため、区域分類に応じた居住や都市機能の配置の方針を次のとおり整理します。

種別	施設	配置方針	都市機能誘導区域	地域核拠点
教育機能	大学・専修学校等	公共交通を利用し容易に利用でき、賑わい創出が期待できる区域	○	○

◎、○、□は配置が望ましい施設(◎←○←□の順で優先)を示す。

旭川圏都市計画学校の変更について

都市計画変更の理由

旭川市総合計画においては、【都市づくりの基本方策「造る」から「再構築・活用」への転換】を掲げており、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックの有効活用が求められている。

旭川市都市計画マスタープランの都市整備の基本方針では、教育などの都市機能の立地適正化を推進することとしている。

旭川市都市計画マスタープランをより具体的に推進するための計画である、旭川市立地適正化計画においては、当該地区が永山地域核拠点の区域内であるとともに、大学は地域核拠点内に配置が望ましい都市機能として位置づけられている。

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、少子化の時代における人材確保、人材流出抑制及び更なる地域貢献・地域連携を図ることを目的に、令和5年に公立大学として開学した。さらに、令和8年からは、地域が抱える課題を的確に見つけ、解決に取り組む人材育成を目的とした新学部を当該地区内に設置する計画である。

前身である旭川大学が築いてきた教育資産を将来にわたって活用するため、当該地区を旭川圏都市計画学校「旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部」として追加決定する。

1 都市計画の図書の案

旭川圏都市計画学校の変更

- ① 計画書
- ② 総括図
- ③ 計画図

2 その他学校の変更内容を示す図書

旭川圏都市計画学校の変更

- ① 変更理由書
- ② 新旧対照表

旭川圏都市計画学校の変更（旭川市決定）

都市計画学校を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	学校名			
1	旭川医科大学	緑が丘東2条1丁目	約23.2ha	
2	旭川市立大学及び 旭川市立大学短期大学部	永山3条23丁目及び 永山4条23丁目	約4.3ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由
旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、少子化の時代における人材確保や人材流出抑制、更なる地域貢献・地域連携を図ることを目的に、令和5年に公立大学として開学した。
前身である旭川大学が築いてきた教育資産を将来にわたって活用するため、当該地区を旭川圏都市計画学校「旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部」として追加決定する。

旭川圏都市計画図

旭川圏都市計画
学校の変更
総括図
1/25,000
旭川市

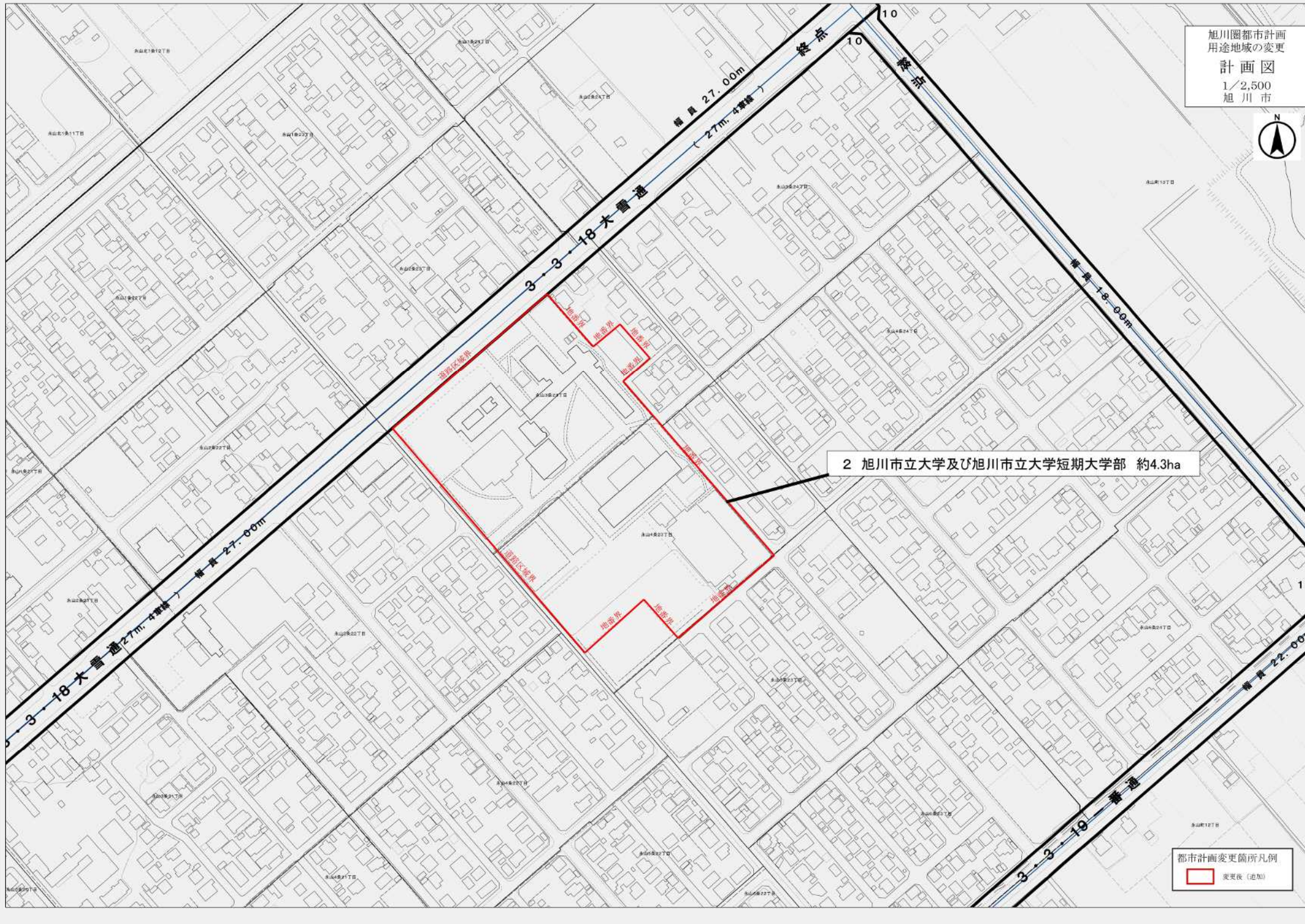


2. 旭川市立大学及び
旭川市立大学短期大学部

1. 旭川医科大学

凡 例	
凡例	例
1. 凡例	1. 凡例
2. 凡例	2. 凡例
3. 凡例	3. 凡例
4. 凡例	4. 凡例
5. 凡例	5. 凡例
6. 凡例	6. 凡例
7. 凡例	7. 凡例
8. 凡例	8. 凡例
9. 凡例	9. 凡例
10. 凡例	10. 凡例
11. 凡例	11. 凡例
12. 凡例	12. 凡例
13. 凡例	13. 凡例
14. 凡例	14. 凡例
15. 凡例	15. 凡例
16. 凡例	16. 凡例
17. 凡例	17. 凡例
18. 凡例	18. 凡例
19. 凡例	19. 凡例
20. 凡例	20. 凡例
21. 凡例	21. 凡例
22. 凡例	22. 凡例
23. 凡例	23. 凡例
24. 凡例	24. 凡例
25. 凡例	25. 凡例
26. 凡例	26. 凡例
27. 凡例	27. 凡例
28. 凡例	28. 凡例
29. 凡例	29. 凡例
30. 凡例	30. 凡例
31. 凡例	31. 凡例
32. 凡例	32. 凡例
33. 凡例	33. 凡例
34. 凡例	34. 凡例
35. 凡例	35. 凡例
36. 凡例	36. 凡例
37. 凡例	37. 凡例
38. 凡例	38. 凡例
39. 凡例	39. 凡例
40. 凡例	40. 凡例
41. 凡例	41. 凡例
42. 凡例	42. 凡例
43. 凡例	43. 凡例
44. 凡例	44. 凡例
45. 凡例	45. 凡例
46. 凡例	46. 凡例
47. 凡例	47. 凡例
48. 凡例	48. 凡例
49. 凡例	49. 凡例
50. 凡例	50. 凡例
51. 凡例	51. 凡例
52. 凡例	52. 凡例
53. 凡例	53. 凡例
54. 凡例	54. 凡例
55. 凡例	55. 凡例
56. 凡例	56. 凡例
57. 凡例	57. 凡例
58. 凡例	58. 凡例
59. 凡例	59. 凡例
60. 凡例	60. 凡例
61. 凡例	61. 凡例
62. 凡例	62. 凡例
63. 凡例	63. 凡例
64. 凡例	64. 凡例
65. 凡例	65. 凡例
66. 凡例	66. 凡例
67. 凡例	67. 凡例
68. 凡例	68. 凡例
69. 凡例	69. 凡例
70. 凡例	70. 凡例
71. 凡例	71. 凡例
72. 凡例	72. 凡例
73. 凡例	73. 凡例
74. 凡例	74. 凡例
75. 凡例	75. 凡例
76. 凡例	76. 凡例
77. 凡例	77. 凡例
78. 凡例	78. 凡例
79. 凡例	79. 凡例
80. 凡例	80. 凡例
81. 凡例	81. 凡例
82. 凡例	82. 凡例
83. 凡例	83. 凡例
84. 凡例	84. 凡例
85. 凡例	85. 凡例
86. 凡例	86. 凡例
87. 凡例	87. 凡例
88. 凡例	88. 凡例
89. 凡例	89. 凡例
90. 凡例	90. 凡例
91. 凡例	91. 凡例
92. 凡例	92. 凡例
93. 凡例	93. 凡例
94. 凡例	94. 凡例
95. 凡例	95. 凡例
96. 凡例	96. 凡例
97. 凡例	97. 凡例
98. 凡例	98. 凡例
99. 凡例	99. 凡例
100. 凡例	100. 凡例

[illegible]



2 旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部 約4.3ha

都市計画変更の理由書

1. 案件名

旭川圏都市計画学校の変更（旭川市決定）

2. 都市計画決定経過

本市における都市計画学校は、昭和48年7月に「旭川医科大学」を決定し、現在に至っている。

3. 都市計画決定の目的

旭川市総合計画においては、【都市づくりの基本方策「造る」から「再構築・活用」への転換】を掲げており、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックの有効活用が求められている。

旭川市都市計画マスタープランの都市整備の基本方針では、教育などの都市機能の立地適正化を推進することとしている。

旭川市都市計画マスタープランをより具体的に推進するための計画である、旭川市立地適正化計画においては、当該地区が永山地域核拠点の区域内であるとともに、大学は地域核拠点内に配置が望ましい都市機能として位置づけられている。

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、少子化の時代における人材確保や人材流出抑制、更なる地域貢献・地域連携を図ることを目的に、令和5年に公立大学として開学した。さらに、令和8年からは、地域が抱える課題を的確に見つけ、解決に取り組む人材育成を目的とした新学部を当該地区内に設置する計画である。

前身である旭川大学が築いてきた教育資産を将来にわたって活用するため、当該地区を旭川圏都市計画学校「旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部」として追加決定する。

4. 都市計画決定の内容

旭川圏都市計画学校に「旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部」を追加する。

旭川圏都市計画学校 新旧対照表

	名称		位置	面積	備考	変更内容
	番号	学校名				
新	1	旭川医科大学	緑が丘東 2 条 1 丁目	約 23. 2ha		位置の表記を現住所表記に変更
	2	旭川市立大学 及び旭川市立 大学短期大学部	永山 3 条 2 3 丁目及び永山 4 条 2 3 丁目	約 4. 3ha		新規追加
旧	1	旭川医科大学	旭川市神楽町 神楽岡	23. 2ha		